

## ○小諸市等公平委員会議事規則

昭和42年4月1日

小諸市・浅麓保健衛生施設組合公平委員会規則第2号

改正 昭和57年9月28日組合公平委規則第1号

平成2年3月26日規則第5号

(目的)

第1条 この規則は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第4項の規定に基き、小諸市等公平委員会の議事に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(会議)

第2条 公平委員会は委員長において必要があると認めるとき、または委員の請求があったとき委員長が招集する。

2 会議を開催する場合において、委員長は、会議に附する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対しあらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(書記)

第4条 公平委員会の指名する事務職員は書記として会議に出席する。

(議事日程)

第5条 議事日程は書記が委員長の命を受けて作成する。

(議事録)

第6条 法第11条第3項の議事録は書記が作成する。

2 前項の議事録は、出席委員の署名を得て確定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年9月28日組合公平委規則第1号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（平成2年3月26日規則第5号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。